

憲 法

・解答上の注意

1. 問題文は1枚、解答用紙は2枚（各問について1枚）、下書き用紙は1枚です。
2. 解答用紙には、一橋大学の受験番号を記入し、氏名は記入しないでください。
3. 第1問、第2問とも解答してください。第1問と第2問の配点比率は、1：1です。
4. 解答用紙は、第1問用と、第2問用とが異なります。それぞれ正しい用紙に解答してください。
5. 解答は横書きにして、1問につき1枚の解答用紙に収めてください。解答用紙の追加、交換はしません。
6. 問題の内容についての質問には、応じません。
7. 貸与した六法に、書き込みをしてはいけません。
8. 試験終了後、問題文と下書き用紙は、持ち帰ってください。

第1問

国会議員 X は、日ごろから人種差別に反対する活動を積極的に行っていた。X は、国公立、私立の別を問わず、学校に付属するものを除く全ての図書館の長は、特定の人種の優越性を主張する、又は、特定の人種に対する差別を助長するような映像、文書、図画を所蔵しているかどうかを調査し、該当する作品を所蔵していることが判明した場合には、研究機関に属する研究者による研究目的での閲覧など正当な理由がある場合を除いて、当該作品の閲覧及び貸し出しを禁止する措置をとらなければならない旨定める法案を作成しようと考えている。この法案に含まれる憲法上の問題点を指摘し、検討しなさい。

第2問

以下の制度に含まれる憲法上の論点を取り上げ、論じなさい。

- ①行政活動の実効的な監督・統制を行うために、国会の附属機関として行政監察委員会（以下、「監察委員会」という）を設ける。
- ②監察委員会は、各議院の議長が国会議員以外から指名する各 5 名、合計 10 名の有識者から構成される。
- ③監察委員会は、各議院の委員会または一定数の議員の要求にもとづき、あるいは監察委員会が必要と認める場合には各議院の議長に通知した上で自ら、国の行政機関等の業務に関する監察、調査、評価（以下、「行政監察」）を行うことができる。
- ④監察委員会は、行政監察に必要があると認める場合には、各議院の議院運営委員会の承認を得て、何人に対しても参考人としての出頭、証言、証拠の提出を求めることができる（ただし議院証言法 7 条のような罰則は適用しない）。国の行政機関等が資料提出を拒む場合は、議院証言法 5 条 3 項にあるような内閣声明を要求するよう各議院の議長に求めることができる。
- ⑤監察委員会は、行政監察に必要があると認める場合には、各議院の議院運営委員会の承認を得て、調査員に官公署その他必要な場所に立ち入らせて、必要な調査をさせることができる。
- ⑥監察委員会は、行政監察の結果、業務の改善が必要であると認める場合には、国の行政機関等に対して業務に関する勧告を行うことができる。国の行政機関等が勧告に従わない場合には、監察委員会は各議院の議長に対して、同様の勧告を行うよう求めることができる。
- ⑦監察委員会は、行政監察の結果並びに勧告について、各議院の議長に報告する。